

【司会】

ただいまより、令和6年度第2回奈良県・市町村長サミットを開会いたします。

本日は、34の市町村から、市町村長様、副市町村長様のご出席をいただいておりますので、ご報告をいたします。

それでは早速でございますが、次第に従いまして、1「デジタル活用の推進について」に入ります。初めに、最適な行政サービスを届けるためのプラットフォームである「奈良スーパーアプリ」について、川島県総務部長よりご説明いたします。演台の方にご移動いただいて、お願いをいたします。資料は1番になります。

【川島総務部長】

改めまして県総務部長の川島でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日はデジタル活用の推進について「奈良スーパーアプリ」に関してご説明したいと思っております。早速ですが1ページの目次をご覧くださいと思います。本日もご説明する内容を並べております。

2ページの方に早速入らせていただきますが、「奈良スーパーアプリ」を作った背景についてというところでございます。

上の四角囲みのところですが、記載のとおり人口減少、少子高齢化の進展、労働力人口の減少という一方で、地域課題は複雑化、住民ニーズは多様化するという現状があります。奈良県では、現時点で大体、現役世代人口というのが、75万人ほどいらっしゃいますけれども、今後20年でこれが48万人ぐらいにまで減っていくということが見込まれております。約3分の2、役場で例えば100人職員がいらっしゃるとするならば、それを60人とか70人で支えていかないといけないという時代が来るということでもあります。

このため、行政においては人的・予算的コストを最小限にしないと、なかなか立ち行かないという状況で、県では「奈良スーパーアプリ」というもので、対応の1つの手段として、デジタル化で乗り越えていこうということを考えた次第であります。

資料左側ですけれども、「スーパーアプリ」、次の3点を目指しております。

住民の利便性の向上、支援が必要な人をダイレクトにサポートというところですが、1つのアプリで必要な情報を受け取ることができ行政手続が完結する。

2つ目ですけども、行政事務の効率化ということで、1つのアプリでデジタル化を推進することで、行政の生産性の向上が可能となる。

3つ目、県・市町村との共同利用をということで、県と各市町村バラバラにシステムを作って、投資をして費用をかけていく、時間と費用をかけていくということを回避することで人的・予算的コストを削減していこうということです。

繰り返しになりますが、デジタル化でどうにか人手不足という時代に対応していこうという手段の1つであります。

3 ページになります。「奈良スーパーアプリ」の機能のご紹介です。

記載のとおり、情報発信・施設の予約・補助金などの電子申請などなど、様々な機能がございますけれども、一番のポイントは、それらの機能を活用する際に、各自治体におきましてそのシステム、個別にシステムの事業者構築を改めて依頼されることなく、すでにいらっしゃる職員さんがご自身の職務用のパソコンを使って様々な手続というものを作っていくことができる、申請フォームなどを簡単に作っていくことができるというところが特徴でございます。

4 ページに移らせていただきまして、「奈良スーパーアプリ」を県民の方や市町村の方々にどれくらい利用・活用いただくかの目標を今回定めております。

左側の箱ですけれども、現在「奈良スーパーアプリ」でアカウントを作っていたいる県民の方などで約6万人いるんですけれども、令和8年度までの初期目標として、このアカウント数20万人を目指すということを考えております。これはおよそ県の人口の16%に当たるのですけれども、今、インターネットなどいろんなイノベーションというか新しい民間のサービスというのが出てきておりますけれども、これらの民間のサービスが普及して定着していくかどうかの分水嶺と言われるのが16%を顧客として獲得すれば自然と普及していくという理論がございますけれども、奈良県の場合それが20万人であります。それを目標に普及を目指していくと、後ほど申し述べますが高校入試ですとか、運転免許の試験・更新の申請などでも活用していただくことでこの20万人というのは、達成が視野に入っているかなと考えております。

右側の箱ですけれども、各市町村におかれましては、今後、35市町村に一部利用・本格利用いただくことを目指しております。現状は桜井市さんと吉野町さんにご活用いただいておりますけれども、来年度には25団体にご活用いただくというお話を伺っております。

5 ページになります。ここから、「奈良スーパーアプリ」をご活用いただいた際のその効果について紹介していきたいと思っております。

まず、「奈良スーパーアプリ」が現在実装している行政手続を紹介いたしますが、県で41の手続、桜井市さん・吉野町さんで3手続、合計44の手続を実装済みです。これら手続の総申請見込み数は約5万件となっております。主なものは今ご覧いただいているページのとおりです。市町村では現在、吉野町さんの方で職員採用試験の受付、桜井市さんの方で学童保育窓口相談予約を実装して使っていただくという状況になっていると聞いております。

次6ページですけれども、主な手続の効果をお示ししたいと思います。

現在、県の方で県立高校の入学願書の受付を、「奈良スーパーアプリ」を使ってやっていただいておりますけれども、その業務効率効果というものを示しております。

下の箱、括弧3の方に書いてございますけれども、業務削減、今いろんな手間を省いた結果で、業務削減時間というのが約8,800時間、これを人件費に換算しますと約1,700

万円の削減効果が出ております。

こうした時間の削減の大きな要因として3点ございます。

願書の提出のために、中学校の先生方が、各県立高校を回るということをかつてはしていただいておりますけれども、こうした実際に足で回るといようなことをしていただく必要がなくなりました。

また高校側では、対面での願書の受付日などを廃止することができております。

3点目事務処理の削減として、紙の願書をもとに、出願者のデータを入力していくといった二度手間の作業とか、合格通知書・合格掲示板の作成が不要になったと。

また入学考査料の支払いっていうのを、これまで証紙を買っていただいてその証紙を貼り付けるということをやっていたわけですがけれども、これが「スーパーアプリ」上でキャッシュレス決済が可能になりましたので、その証紙がちゃんと貼られているかどうか行政の方で確認するといった手間を省いたり、或いは貼られている証紙が不正に再利用されることないように消し込みをしたりという、無効化するという作業をこれまで手でやっていたわけですがけれども、そうした手間を削減することができるようになりました。

それらをまとめますと、先ほど申し上げましたとおり8,800時間の業務効率の向上につながったというものであります。

7ページに移らせていただきます。行政文書の開示請求で県の方では今キャッシュレス決済も使ってやっておりますけれども、職員がその手数料納入告知書を作って窓口で現金を扱うという手間を減らすことができました。昨年度は納入告知書の作成に約750時間程度要していたのですけれども、それが削減できたと、利用者サイドも現金で支払う煩わしさがなくなっていると。

現在、橿原公苑の施設予約では、利用者から窓口が空いている時間だけでなく、24時間の受付予約となり、予約がしやすくなったというような声をいただいております。

その下、電子処方箋活用・普及促進事業補助金の申請にシステムを利用するという事例ですがけれども、「奈良スーパーアプリ」の活用をすることで、形式的な審査の事務委託、これまで内容面での審査は当然職員がやらないといけないのですけれども、きちんと形式面で必要な書類が整っているとか、そういったことをチェックするのは外部委託に出していました。その事業費20%程度の費用がかかっていたのですけれども、そうしたものが不要となりました。「奈良スーパーアプリ」は職員1名で、パソコン画面で統一的にチェックし、不備があれば、アプリを通して連絡、再提出もしてもらえるために、職員、申請者ともに手間が大きく減ったと、また申請内容を別途データ入力する必要もないという効果があります。

各市町村におかれましても、こうした業務というのはたくさんあるかと思われますので、ご参考にしていただければと思います。

次 8 ページになります。吉野町さんでの活用例をご紹介します。

職員採用試験を 2 回実施していただいております。今回の採用試験では、紙での受付を廃止して「奈良スーパーアプリ」のみとしていただきました。

効果としては、対応職員が 2 名から 1 名に減っても大丈夫だったと、業務効率が上がったということでもあります。どの市町村におかれましても、職員の採用試験というのはあるかと思っておりますので、横展開可能な手続と思っております。

この手続のように、各市町村におかれまして、1 個 1 個の小さな手間のかかる業務をそれだけでシステム構築されると、ベンダーさんに委託をされてシステム構築されるのは結構手間かと思えますけれども、この「スーパーアプリ」ではすでにその機能が基本的にありますので、新たに各市町村におかれまして発注などされなくても、簡単に職員の方が手続を作ることができるということになっております。

9 ページに移らせていただきます。今後の主な実装予定の手続は、こちらに書いておりますけれども、県の方では、職員採用試験、教員採用試験、運転免許の学科試験の予約ということを考えております。

各市町村におかれましては、中和・西和 8 市町における、体育施設・文化施設の相互利用に関しまして、施設予約の共通システムの 1 つの有力な候補としてご活用検討いただいていると聞いております。

こうした手続を実装していくことで、初期目標としたアカウント数 20 万人の達成は、先ほど申し上げましたとおり可能であると考えております。

10 ページになります。例えば、ある市町村で活用を検討いただいている、粗大ごみの受付業務では、住民の方が、窓口があいている時間だけではなくいつでも申請可能で、キャッシュレス決済や収集場所の地図表示対応など、住民の利便性向上と業務の効率化につながるものと考えております。

昼間に電話で予約しろと言われてますと、今の共働き世代の住民さん方はなかなか難しいわけですが、これだと 24 時間受け付けていると。現在要望いただいた市町村と、業務の要件を整理して実用化を進めているところであります。

こちらもどの市町村にも横展開して使っていただくことが可能であると思っております。個別に専用システムの導入をしていただくのが難しい場合でも「スーパーアプリ」でそうした機能を追加することが可能というものであります。

11 ページになります。今後の「奈良スーパーアプリ」の政策的活用の方向性について幾つか例示しております。

「スーパーアプリ」は単なる電子申請のシステムではなくて、いわゆる顧客管理の機能を有しております。住所や年齢の登録状況やこれまでの何らかの手続の電子申請履歴などから、そうした情報を使って特定の属性の方にダイレクトに情報を届け、次の行動につなげるという戦略的な活用が可能となっております。

例えば、高校入試で 1 回登録してもらえば、その方に、数年後、7 年後とかに職員

採用試験の案内を送るといふようなことも、できるのではないかと考えております。こうした機能や地理情報システムも活用しまして、市町村での住民サービスの高度化や事務効率化を図るため、県の所管部局と検討を進めているところです。

12 ページになります。防災分野での活用の検討は次の3つです。

被災地の生活再建に係る申請の一元的電子化というところですが、能登地震でもありましたが、発災された場合に、罹災証明に始まってそのあとの生活再建支援など様々な申請が役所であるわけですが、これらをスムーズに処理することが必要になってきます。平時から、統一プラットフォームで申請フォームを準備していくことができますので、そのツールとして「スーパーアプリ」を活用できるのではないかと考えております。

2 点目ですが、避難所の運営支援です。現在、紙やファックス、電話での口頭の連絡などで避難所と関係機関とのやりとりをやっておりますけれども、これを「スーパーアプリ」で電子化しようとするものです。

3 点目ですが、個人に最適な避難情報のプッシュ型の提供ということで、利用者の住所のアカウント情報から特定の地域の方に、例えば、必要な避難情報や避難経路を個別にメールなどに通知し、円滑な避難ができるよう支援することが可能ではないかと考えております。

13 ページになります。子育て支援分野です。

顧客管理機能によりまして、例えば、お子さんの誕生日の情報をもとに、何歳になったら検診を受けてください、何歳になったら予防接種を受けてください、といった案内をスーパーアプリの画面とメールで送り、申し込みもその画面からできるといった活用が考えられます。現在、市町村の職員の方がされているご家庭一軒一軒への紙での案内とか、電話連絡にかかる手間というのがかなり削減できるのではないかと考えております。

14 ページになります。デジタル通貨です。

今年度 PayPay と提携しまして、PayPay の商品券を付与できる仕組みを構築しました。このデジタル通貨は、政策的目的に沿った支援の対象者に対して、利用店舗や地域を特定した上で迅速に付与することが可能です。例えば、物価高騰の対策や子育ての支援などの政策に合わせて、特定の対象者に特定の地域の店舗で利用できる形で支給ができると、子育て世帯だけを狙って支給するとか、将来、所得情報と紐づけが可能になれば、一定の所得の方に対しての付与というものも視野に入ってくるかと考えております。

こうした地域通貨、各市町村で独自にこれまでやられている場合、加盟店の開拓とかシステムの構築とか販売窓口の設置だとか、商品券の印刷だとかそういった手間がかかっていたかと思っておりますけれども、それらを PayPay のシステムに載ることで簡略化、削減することができるということです。こういった地域でどういう額が使われた

かという効果分析も可能になってまいります。

15 ページになります。デジタル通貨を活用した事例として、県で先般行いました「はぐくみキャンペーン」のご紹介です。

10月1日に受付を開始しまして、10日には完売するということになりました。大きなシステムエラーはなく、子育て世帯の方にプレミアム商品券をお配りすることができました。住民の方には、操作ガイドの動画などを我々用意しましたので、操作ガイドの動画などを見ながら手順を進めることで、デジタルに詳しくない方でも直感的に申請いただくことができたということでもあります。

次は16ページを割愛させていただきまして、17ページになります。国の方で、分野別にデータ連携基盤を作っていくにあたって、各都道府県で1つに限って整備していくという基本的な考え方を示されております。

これは、市町村で独自に個別システムを導入していただくのには、リソース面では大変な面があるのではないかとということや、その二重投資がもつたいないのではないかとことではないかと思えますけれども、ちなみに、一番下の段で試算を示しておりますけれども、概ね橿原市さんと類似の人口規模の千葉県の我孫子市さんでは、独自にシステムを作った際に4,600万円かかったと。下にも同じような試算を出していますけれども、こうした平均でも数千、2,000万円ぐらいかかってくるであろう各市町村で独自に作るシステムというものを、この「スーパーアプリ」を活用いただければ、導入コスト不要で使っていただくことができるというのが効果として大きいと思っております。

データ連携基盤の連携・共同利用について、大阪府とも検討を始めておりまして、イベントデータなどの広域的な情報サービスの提供を目指しております。

18ページに移ります。「奈良スーパーアプリ」を各市町村に使っていただく際の支援策についてです。

市町村が保有する施設の予約登録のための初期設定を、県の方で支援していきたいと思っております。下段にございます市町村への相談、支援体制の構築というのは、今年度、県のデジタル戦略課内に、市町村ごとにカウンターパートとなる担当者を配置いたしました。またチャットツールも活用いたしまして気軽に意見交換・問い合わせができる環境も構築しております。さらにコールセンターも設置しまして、市町村の職員の方や住民にも対応できるようにしております。

19ページです。「奈良スーパーアプリ」を使っていただくにあたりまして、費用面ですけれども、普通にフルスペックで機能を使っていただく際に、職員1人当たり、通常ライセンスで、4万9,000円がかかってまいります。

これまで各市町村にご説明してありましたところ、高いのではないかとのご指摘もいただきました。もうちょっと安くないのかというご指摘もいただきましたので、今回、ちょっと工夫をしております。

これが4.9万円ずつ、各市町村で使っていただく場合の費用のシミュレーションですけれども、4.9万円かかっていたならば、ある市、ある町、ある村と言ってますけれども、実際職員数などをお借りしたのが、市というのが香芝市さんで300万円ほど、町というのが広陵町さんで235万円ほど、村というのが黒滝村さんで83万円ほど、これまでの料金体系であればかかってきたかなというところですよ。

今回、交渉いたしましたして、フルスペックでその機能を活用する職員が全員ではないだろうと、限定された単純に意思決定の決裁だけ押す、ボタンを押すような職員は簡易ライセンスでいいのではないかというので、簡易ライセンスを設定してくださいと交渉いたしましたして、そういった簡易ライセンスを使う職員さんについては、1.2万円でもいいという話になりましたので、これを踏まえた場合の費用を下にお示ししてますけれども、先ほど300万円かかると申し上げた香芝市さんの例であれば200万弱、広陵町さんであれば150万ぐらいで80万ぐらい下がると、黒滝村さんであれば、53万円で30万ぐらい抑えられるということになりましたので、料金体系としてはご利用いただきやすくなったかなと思っております。

今後「奈良スーパーアプリ」を効果的に活用いただくことで、さらなる行政事務の効率化、住民の利便性向上などにつながるものと思っております、積極的なご活用をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

【前田総務部次長（CIO）】

続きまして「奈良スーパーアプリ」の画面がどんな動きをするのかというデモンストラーションをご覧いただきたいと思っております。

まず、吉野町様でご使用いただいている職員採用試験の流れをご覧いただきまして、具体的には、受験者側・住民側の画面、あとは職員側の受領した後の画面をご覧いただけます。

引き続きまして、橿原公苑でも運用しています施設予約の流れをご覧いただきまして、その中では、施設予約で実装しているキャッシュレス決済についてもご紹介したいと思っております。

最初の画面ですけれども、こちらは「奈良スーパーアプリ」にログインしたときに表示する画面です。こちらはパソコンでもスマホでも同じ画面が出ます。

ログインしたときに皆さんが登録されている住所に合わせて、それぞれトップページが変わってまいります。

こちらの画面ですけれども、大きく2つのパネルに分かれていまして、1つが「情報を見る」ということで、この中で、あらかじめ登録した住所ですとか、あとは関心がある地域に関わる情報をここに表示いたします。

それともう1つ「サービスを選ぶ」というパネルがありますけれども、こちらを選ん

でいただくと、様々な行政サービス等の申請が可能です。県立高校の入学願書の提出ですとか「はぐくみキャンペーン」の申請といったものも実現できます。

今回サービスを選ぶ中で「申請・手続」をまずクリックいたします。そうすると、この中で、申請できる手続がいろいろ出てくるのですが、今回はサミットデモ用として「採用試験手続」をクリックいたします。

そうすると、申請画面が出てまいります。こちらが申請のフォームになります。この中で手続を進めていきますと、申請に必要な情報を入力していくと思います。ここで、あらかじめ登録されていた、ユーザー登録時に入力した住所ですとか電話番号、氏名、そういったものは、プリセットされる形で表示されますので、いちいち入力することがなくてもいいという手間が省けてまいります。あとはそれに沿った必要な情報をどんどん入力していくことになります。

この入力項目につきましても、職員の皆様が申請画面を自由につくれます。ですから、必須の項目ですとか任意項目といったものも、ここで設定ができることになってまいります。受験者の方も、申請情報途中で一時保存もできることになっていますので、割と自由に入力できてまいります。

申請内容が全部入力できると、「次へ」といって、最後、「申請」になってまいります。すべての項目の入力が終わりましたら、申請内容を確認することができます。ここは入力した各情報になっています。問題がなければ、申請内容登録という形で申請に入ってまいります。ここまでが受験生の方の受験申込手続になります。この後、受付完了のメールがあらかじめ登録していただいたメールアドレスに飛んでくる仕組みになってまいります。

このように、受験者の方はスマホやパソコンを使って、いつでもどこでも自由に申請の申し込みができます。ですから、従来書類で行っていた郵送代とか手間、そういったものを省けますので手軽に申請できる形になります。

次に、受け取った職員側の処理をご紹介します。

画面を見やすくするために左側に出ている青い画面が、職員側の画面になります。右側が住民側の画面、スマホではこんなイメージで出てきます。

来た申請の中で、まずは、今回受領した「サミットデモ用採用試験手続」を選択していきます。開くと、申請内容を担当者が引き受けをして、そこで中身を確認していきます。この中身を確認したときに、もし記載内容、申請内容に不備があった場合には差し戻しをすることも可能です。そうすると、差し戻しはそのまま受験者に届いて、また受験者が修正して、オンラインで再申請できることになってまいります。こちらが差し戻しを行うときの設定の画面になってまいります。ここにいろいろ差し戻し理由を入力すると、先ほどログインしたときに出てくる画面の中に通知がされるというイメージになってまいります。後ほど、実際に通知画面もご覧いただきたいと思いません。

差し戻しがなければ、問題なく手続を進めてまいりますけども、この職員の方が上長の方に承認依頼を行うという手続になりますけども、こちらで承認を設定して、自分の承認をお願いする上長もここから選択できます。ですから、職員の方もかなり手作業が減って庁内業務もやりやすくなっていくかなと思っております。

そのまま申請、承認依頼を行って、承認された結果、手続が完了してまいります。ネットワークの回線の状況で少し動きが遅くなっていますが、通常は職場内のLANとかネットワークであれば問題なく動きます。

すべて承認が終われば、申請された方に対して、承認通知が届きます。ログインして出てきて選ぶと、こういった通知が出てくる形になります。同じように、合否通知もこういった形で通知が可能になってまいります。ですから、職員の皆様、それから申請された皆様に対しても、非常に手間が減って、簡単に手続が行える仕組みになってまいります。

これが、オンラインを使った「奈良スーパーアプリ」の申請処理の流れになってまいります。

続きまして、施設予約のところになりますけれども、こちらも同じように「サービスを選ぶ」から「施設予約」を選択していただきます。この中で、今回も同様に「サミットデモ文化ホール」という施設予約をする中でご覧いただきます。

ここで施設を選択していただきまして、その中で、会議室を予約するときに、こういったカレンダーから日付を選んでいただいて時間帯を設定できます。ここで予約の内容を確認できますので、選択した設備を予約するという手続に入ります。あわせて、必要な項目、利用目的ですとか利用人数といったものも、入力していくことは可能になってまいります。最後に確認をして予約する流れになってまいります。ここで、施設の利用料として、予約をした上で電子決済に進んでいくことが可能です。

職員側で、まずはその予約を受け取りましたので、その確認をして、承認をした上で、決済に進んでまいります。職員の中では、その申請された情報が、受け付けたのか、もしくは全部支払いまで進んでいるかというステータスも分かる様になってまいります。職員側では、申請された内容を確認して、手続を進めていく格好になります。

受付を終わりますと今度は住民側の方、予約された方が、支払いを行っていくところですけど、こちらをキャッシュレスで実施いたします。支払い方法としては、クレジットカード、それから PayPay、現金というパターンを用意してまして、ここから選んでいただければ、住民の方、申請された方は、簡単に支払いが可能になってまいります。そこで「次」のボタンを押すと、決済画面に飛びます。この画面の中で、実際に PayPay とかキャッシュレス、クレジットカードを使って支払いしていきますけども、今回 PayPay を使います。ここで「次」のボタンを押しますと、PayPay の支払いが実行される仕組みになってまいります。

このようにキャッシュレスの機能を持たせていますので、施設予約に限らず様々な

行政手続で、現金を使わずに住民の方が自由に、いつの時間でも、キャッシュレスで決済を実現できるシステムを実装しております。

ちょっと駆け足でしたけれども、「奈良スーパーアプリ」としてはこのような動きを持たせております。以上です。

ありがとうございます。

【司会】

ありがとうございました。

ただいまの説明、また実演を受けまして、デジタル活用それから「奈良スーパーアプリ」につきましてのご質問、ご意見をいただきたいと存じます。ご意見、ご発言いただける市町村長様にはマイクをお持ちしますので、挙手をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

三宅町森田町長さん、お願いします。

【森田三宅町長】

ありがとうございます。三宅町の森田です。

何点かご質問等々させていただけたらなと思います。まず、プッシュ通知についてはプッシュといいながらメールでいく感じですか、通知に関しては。

【丸岡デジタル戦略課長】

デジタル戦略課長の丸岡でございます。

今現在はおっしゃるとおりメールのみになっておりますので、今年度中に、例えばLINEですとか、プッシュ型の通知と連動させるようなことを検討しております。

【森田三宅町長】

次に、個人認証がどうなっているかというところで、多分これ、なりすましというか、登録、任意で自分の情報を出しているという前提ですけど、個人が特定できない中で申請等々行っていくところで、個人認証の考え方ってどうなっているのかなって。

【丸岡デジタル戦略課長】

個人認証が必要な手続につきましては、マイナンバーカード、トラストドックというアプリがありまして、マイナンバーカードの四情報を取ることで、個人認証が必要な手続ができるようになっております。

【森田三宅町長】

ありがとうございます。

基本的に、個人認証が必要なものに関してマイナンバーカードの利活用を行っていくというような形で、今設計されているということによろしいですかね。

【丸岡デジタル戦略課長】

はい。

【森田三宅町長】

ありがとうございます。

あと、市町村別の登録者数がやはり気になるかなと。決して安くないところになるので、プラットフォームとしてはどれだけ市町村の登録者数があるかによっての・のらないって判断基準の1つになるかなというふうに思いますし、また、こういったところで、市町村職員給付等々でかなり疲弊をしている中で、さらにこの普及拡大の業務までってなると、なかなかそこまで手が追いつかないのが市町村の現状かなというふうに思いますので、これが例えば、三宅町で6割の人が登録しているとなると、これはプラットフォームとして有効だからこれを活用していこうという政策判断になると思うのですが、そういう市町村別の登録者数、利用者数っていうところが、今度キーになってくるかなというところがあるので、そういったところもまた教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

【丸岡デジタル戦略課長】

今現在の市町村別の登録者数、集計すれば出てくると思うのですが、今持ち合わせがありませんので後ほど。市町村の方は、今の業務をやりながらデジタル化っていうのはすごく負担になってくると思いますので、先ほど総務部長からご説明ありましたように、横展開が可能なものを身近な業務からどんどんデジタル化してもらおうと、その横展開が可能な業務について、県と一緒にやっていくということをやっておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

よろしくをお願いします。

【司会】

ありがとうございました。

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

山添村野村村長をお願いします。

【野村山添村村長】

失礼します、山添村の野村です。

アプリに関して、実は山添村は、私が就任した3年前に、デジタル化があったとき

にこういうのを作るかどうかということを県の方に問い合わせたときに、まだその段階ではないと言われまして、その時点で、将来的にはこれは必要だろうということで山添村が独自に作りまして、今活用しているところです。

「めえめえアプリ」と言いますが、今ちょうど県にこの「スーパーアプリ」もできたので、このアプリの素晴らしい、費用もたくさんかけていますし、うちの場合は800万円かけて、年間約300万円で機能させていますが、そういうこともあり、総合政策課が担当していますが、今、県と話し合いをして、どういう取り扱いをするか、どういふことで入っていけるか、一緒にやっていけるかということを検討していただいていると思いますが、ぜひとも互換性を持っていただけるように、一緒になって使えるような形にできるということを聞いていますので、ぜひともよろしくお願いします。

【司会】

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは時間の都合もありますので、以上とさせていただきます。

山下知事からデジタル活用、「奈良スーパーアプリ」につきまして、まとめの発言をいただきたいと思います。お願いいたします。

【山下知事】

「奈良スーパーアプリ」について説明を聞いていただきまして、ありがとうございました。

冒頭、川島部長からも話がありましたけれども、今後、現役世代の人口がどんどん減少していく、当然市町村の職員数も減っていく、そしてまた財政も縮小していくということが予想される中で、行政事務を効率化するためにはデジタル化というのが必須だと考えております。

今まで紙でやっていたのをデジタルに切り替える、その時は結構職員に負荷がかかって大変かもしれませんが、一旦これが定着すれば、確実に業務量は減っていきます。それは、先ほどの高校の入学試験の出願の例を出させていただいたとおりでございますので、最初はえいやっていうのでちょっと大変かもしれませんが、そこはトップの皆さんの決断で導入していただければ、必ず市町村の事務の効率化につながるものと考えております。

一から各市町村でシステムを構築するよりも、確実に費用の方は安いというふうに思いますし、今回ベンダーさんをお願いして、ちょっと割引の方もしていただきました。ですので、費用の面でも、独自でされるよりも必ずお得だというふうに思っております。

ちなみに、市町村の利用が増えたからといって、県がベンダーさんに払っている費

用が安くなるとかそういうことでは決してなくて、この普及は、まさしく市町村の皆さんの事務の軽減のために、我々こうやって取組をさせていただいているものがございます。

そうした趣旨を酌み取りいただきまして、どうぞご活用のほどよろしく願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

以上で次第の1「デジタル活用について」を終了いたします。

ここで休憩を取らせていただきたいと思います。

再開は11時10分からとさせていただきます。

～休憩～

【司会】

それでは、サミットを再開させていただきたいと思います。

これより、次第の2「地域の多様な主体の連携及び協働の推進について」でございます。

昨今、地域活動を取り巻く環境の変化が著しい中、地域における様々な主体が連携して活動を行うことで、担い手の確保、各種活動の活性化を図る方向性がございます。「地域自治協議会」などと呼ばれる形でございます。

これまで県内では、自治会やボランティア、地域の事業者などが連携をして、地域の課題の解決に取り組む組織を条例等に位置付け、支援や協力について定めている例がございます。

また本年9月には、地方自治法にも、地域的な共同活動を行う団体との協力に関する規定が設けられました。

住民による自主的かつ主体的な活動により自治を育むとともに、人口減少などにより資源が制約されていく中で、地域において、住民が日常生活を営むために必要な環境を持続的な確保への役割も期待をされているところでございます。

本日は「地域自治協議会」の活動に取り組む県内2つの団体から役員の方をお招きしまして、事例発表をいただきます。続けて、発表をいただきました後にまとめてご意見、ご質問を頂戴したいと存じます。

まず初めに、奈良市自治連合会地域自治協議会推進部会、梅林様、吉岡様、作間様より「自治会を越える組織づくり」と題し、資料2-1により発表をいただきます。それでは、よろしく願いをいたします。

【奈良市自治連合会地域自治協議会推進部会 梅林様】

奈良市地域自治協議会の梅林でございます。

本日は、山下知事はじめ各市町村長の皆さん方に、こういう発表できる機会を与えていただきありがとうございます。本当に感謝申し上げます。

今、少子高齢化の中で、本当に自治会だけではなくて、いろんな地縁組織がどんどんどんどん衰退してきております。PTAはじめ、子ども会・婦人会すべてにおいて力がなくなってきております。本当に住民のつながりが希薄になってきております。

奈良市も自治会、また連合会の加入率もどんどん減ってきております。やっぱりこのまま、地域をほっとく訳にはいかない、次の時代を見据えたものを作っていくといけないということで、後ほど具体的な説明がありますけれども、奈良市においても地域自治協議会を立ち上げながら、頑張っていってるというところでございます。

何を言いたいかということ、本当にこの自治会っていうのは、行政が担えなかったいろんな細かい部分を担ってきたわけです。例えば、いろんな回覧を回しなさい、ごみ収集の日にちが変わりました、開発があるから地域住民に徹底して周知してくださいとか、いろんな各行政からのいろんな各部署からの回覧とか、いろんなことがございます。そういうものを全部我々担ってきたということです。これがなくなってしまうと、どうなるのかということです。本当に困るのは各市町村の行政の方だと思うんです。我々も困りますけれども、やっぱり行政の方がもっと困っていくんじゃないか。

そういう意味では、いろいろ基本条例等が立ち上がっておりますけれども、行政と地域が今後を見据えた形で、協働して取り組んでいくという時代になったなと思いますので、これから、ぜひいろいろと地域でそういう声が上がった場合には、各市町村長さんをはじめ、皆さんにどうかお力添えをいただいて、そういう組織が立ち上がるように、ご協力をよろしく願いしたいと思いますので、これからもよろしく願います。

簡単ではございますが、最初の挨拶させていただきます。

それでは、奈良市の具体的な取組を、これから吉岡部会長に説明させていただきますので、よろしく願います。

ありがとうございました。

【奈良市自治連合会地域自治協議会推進部会 吉岡様】

皆さんこんにちは。今日は、こういう機会を設けていただきまして大変ありがとうございます。

実はもう10年前から取り組んでまして、まだ道半ばでございますけれども、これから説明する、新しい「自治会を越える組織づくり」いうことに取り組んできてまして、全国的にもあちらこちらで取り組んできております。

主として行政主導型が多いんですけども、地域から手を挙げてやっているのは非常

に数は少ないんですけど、我々、地域の方から手を挙げて行政を動かして、何とかやってきてるという状況でございます。

お手元に 28 コマ用意させていただきました。これは各小学校単位で地区がございまして、地区の担い手の方々に出前講座をしておりますデータがありますので、それを今日は、市町村長様に少しアレンジさせていただきました。後で目を通していただくということにしまして、主として画面を見ていただきたいと思います。少し画面が動く工夫もしておりますので、ご覧をいただいて説明させていただきます。

まず、皆さんには釈迦に説法みたいなことになるんですけども、自治会のあらましですけども、戦中戦前ですね、「隣組」という組織がありました。戦争が終わりましてGHQから全体主義につながるんじゃないかと思われました。

しかし、昭和 20 代後半から自治会結成の動きがありまして、地域を担う基盤組織として発展してまいりまして、現在全国で 29 万の自治会があると言われてます。奈良市の場合には 1,120 自治会があります。認知された団体ですけども、形式は任意の団体なんです。法律を見てますと、地方自治法にそれらしきものがあるんですが、ちょっとこれは行政の出先機関というような感じがしまして、そのものではないというようなことです。

負のイメージがありまして、どうやっているのか見えないとか、時々金銭問題が出てくるとかね、1 人でも 100 歩、歩いてる、10 人が 10 歩ずつ歩いたらいいんですけどそうでないということで、いろいろ負のイメージが時々マスコミを賑わすことがあります。

自治会は果たして存続していけるんだろうかと、私たちは考えます。いろいろ問題がありまして、構造的な問題が潜んでいます。やってる人たちは原則ボランティア、地域愛とか情熱が背中を押して頑張ってるという状況でありまして、昭和をいつまでも引きずっていくのかというようなことです。ガソリンエンジンでやっていくのかということで、特にコロナがありまして、地殻変動が起きて、潮目が変わってるんじゃないかという思いでございます。

自治協議会とは何ぞやということですけども、皆さんも地域、地域とおっしゃるんですけど地域とは何ぞやというふうなことですけども、担っている人たちがいるわけです。地域のいろんな活動体をまとめまして、行政から見て受け皿をちゃんと作るということなんです。

「ソーシャル・キャピタル」という言葉がありますが、これは人々のつながりとか信頼関係を表す社会学の概念ですけども、ちゃんと充実していくということで、道路や橋や箱物をつくるより、もっとソフトの対策をいろいろやっていかなきゃならないと思ってやってまいりました。

私の住んでる奈良市の中心市街地の宮地区の各組織で、地縁組織からいろんな組織があります。「キッズおおみや」は放課後子ども教室の組織なので、こういうのを 1

つにまとめまして、まとまってやっていく、それぞれの特徴を活かしてやっていくというようなことになります。

要するにどういうことかといいますと、いろんな楽器、管楽器、弦楽器、パーカッションがあって、いろんな活動しておられる人たちと一緒にして、オーケストラを編成するということじゃないかと思ってまして、楽譜がいりますけども、地域の課題を解決するための活動計画を作って、分担してやっていくということではないか、というふうに思います。

これであらかたの話終わるんですけども、何でこんなことをやってきたかということですけども、先ほど梅林が説明しましたように、自治の仕組みがもう限界にきてると、だから補完性の原則に基づいて、みんなでやっていくということです。もう行政の下請けもいい加減にしておこうと、もっと活動隊としてやっていこうという試みでございます。

衝撃的な数字なんですけども、奈良市の自治会と自治連合体の加入率推移ですが、平成20年84%ありました。20年たたないのに20%下がってます。大体3万数千世帯が飛んでいってしまったって感じなんです。

地縁組織だけじゃなしに、PTAも今オープンショップですから加入者が減っていくようなことになりまして、誰が担っていくんだというふうなことで、自治連合会と自治会を頼っていても限界があるということがはっきりしてるんです。こういうことがありまして、みんなで取り組む形に持っていこうかということでございます。

最終的に大変になるのは行政の皆さん、だから元気な今のうちに、反対もあるけれども、今からやっていこうということです。地域と人を支える仕組みを一步ずつ進めてやっていこうということでございますので、期待される役割がいっぱいあります。防災から安全からいっぱいありますが、これをどうやって担っていくのか、誰が担っていくのか。「どうする家康」もう終わりましたけどね。「光る君へ」も終わりますけれども、こんなことで、これをどうやってやっていくのか。

自治協議会がどんなものかということですけども、それぞれのどんなまちにしたいんだという地域の課題を見える化して、解決する仕組みで今の組織を束ね直すというふうなことになるんじゃないかと思えます。

一般的な定義ですけども、顔の見える小学校区単位でいろんな団体を一本化して、制度的に認定してもらおうと、条例の中で認定してもらって、地域を代表する組織、パートナーの相手として位置付けてもらうということになります。すでに奈良県では、9の市町が条例を制定していただいています。

役割でございますけども、まちづくりのいろんな活動を作って、要望を集約してですね、行政といろいろ協働してやっていくと、この話をすると、議員の皆さんから、俺らの仕事取るのかってなことを言われてましたんですけどね、もう利益誘導型駄目ちゃいますか、といったことを言うてます。

それでイメージですけども、いろんな団体が一緒になって意思決定、実行していくということですけど、奈良市の場合、自治会・自治連合会、自主防災防犯組織、社会福祉協議会、それから民生児童委員協議会、この4つを主要団体とみなしまして、必ずそれが入るといふうにしてくださいとしています。

これはちょっと切り口が変わりますけども、いわゆる会社ですと、取締役会とか総会の決定する機関と執行機関というのは基本的に分けていこうということですけど、大体やらんなあかんことを分野別に見ますと、福祉健康、これ現在、社会福祉協議会とか民生児童委員とか婦人会とか、そういう方々が担ってます。それから学校の教育に関係するいろんな団体、それから防災防犯で、この辺は自治会とか自治連合会が担っていると、分野別にしたらこうなります。ただし、これだけでは駄目なので、全体を支える一般管理部門みたいなことは必要じゃないか、ということで組織づくりをやってきています。

奈良市は地域先行型で進めてきました。制度的に認定してもらっています。10年がかりでやってきましたが、なかなかしんどいということがございます。現在、市内には小学校区が49地区あるんですが、17立ち上がりました。4割ぐらいのところ立ち上がっているというような状況でございます。

条例がありますけれども、以前に条例があったときは、まだ自治協議会と想定してなかったフェーズで、1回失敗しましたけども、令和元年度に条例に盛り込んでもらったということです。まず準備会の組織を作る、それを成熟して設立へもっていく、という要件をいろいろ設定しております。

取り組んだ方々の主な感想をまとめますと、リーダーシップを発揮してくれる人が必要ですってことを、しつこいほど皆さんが説明する。それから、いわゆる祭りなんかを通じて連携する姿があったとか、核となる組織があったと、要するに今のうちにとって危機感を共有していったということがございます。

見えてきたことがいろいろあります。効率的に実施できたり情報共有ができたり、特に利害調整の場ができて、行政にジャッジを求めないというようなことも考えてやっていますけども、やはり縦割り行政との摩擦です。子どもの重層的な見守りとかいろいろありますけれども、垣根ない高齢者の居場所づくりとか、災害弱者支援とかデジタル化、この辺でやっぱり行政の縦割りとぶつかってしまうということがありました。

屋上屋を重ねるのではないかというようなことも出てくるんですけど、ちょっと領域が違うんで、地域はフラットな社会という式で取り組んできています。

要するに、情報を見える化してやっていくと、一番大変なのはこの7番、染みつけた行動様式をなかなか変えることができない。意識と行動の変容ってかなり難しい、エネルギーがいるということがございます。

こちら大宮地区の状況、もう6年になるんですけどどう変わったか、定性的な変化

と定量的な変化というのを書き表してますので、目を通していただきたいと思います。

どう進めていったらいいのかということですが、行政のスタンスと役割をここに書いてます。困るのは皆さんなので、縦割りで完結しないので、いろいろ財政支援、人的支援、活動拠点の整備、この辺はやってください。議員の理解も必要です。予算を通してもらえないということで、同伴者、いろいろ議員の方々と話をすることをやってきまして、ポイントとしては、やっぱりリーダーシップを発揮して、みんなが共有して、今は大丈夫ではないということで機運を醸成して、設立に持っていくということで、これが我々が考えてきましたメニュー、それから行政が作っていただいたメニュー、一括交付金ということで、自治協議会と自主防災防犯組織とそれから自治連合会の交付金を一括した場合は未加入世帯数もカウントするというようなことにしましょうということです。

まとめですが、現状はこういうふうになってます。これを作ることによって、主要4団体を中心に、いろんな団体が包括的にやっていこうとなっております。

まとめの2番です。絆を大切にやっていく時代になりました。誰かにやってもらうという感覚を捨てよう。

それから、ゼロサム社会ですね、金利のある世界が戻りましたけども、GDPは膨れない。それから、ゼロサム社会ですから頑張ったところに光を当ててもらおうということで、我々頑張るから、官には支援してもらおう。元気な今のうちに、わかっててやらないのは駄目だと、だから道を作っていこうという心構えでやっています。みんなが参画する組織として自治組織を作り上げますということです。

私も山下知事もよく言われています、考え、変える勇気がなければ、私は未来はないと思っています。意識と行動の変容を伴いますので、これを基本に変えていこうという気持ちがやっぱり大事ではないかと思っています。

ヨーロッパの学者が言っていました、夜明け前は一番暗くて寒いですけど、こういうことは直前が難しいですけど、これを乗り越えてやりませんか、ということをお聞きしましたので、ちょっとお借りして紹介をさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございました。

【司会】

梅林様、吉岡様、作間様ありがとうございました。

続きまして、宇陀市上龍門地域まちづくり協議会森田様より、「いつまでも住み慣れた地域で生活できることを目指して」と題して、資料2-2により発表いただきます。それでは森田様、よろしく願いいたします。

【宇陀市上龍門地域まちづくり協議会 森田様】

皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました、宇陀市上龍門地域まちづくり協議会の会長をしております森田と申します。

まちづくり協議会の活動とは、元気で個性豊かな住みやすい地域づくりを行うのが目的であります。環境美化や防災訓練や健康増進などに取り組んでおります。このように活動しているまちづくり協議会が、宇陀市内に 22 団体あります。各団体とも活発に活動してくれております。

本日は、私たちのまちづくり協議会の取組の中から 1 つ、ボランティア有償バスの運行、2 つ、移動診療車の診療、この 2 点について発表させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、1 ページをご覧ください。私たちの上龍門地域まちづくり協議会は、宇陀市の南部に位置しています。高齢化率も高く、公共交通機関もない、人口は 596 人の過疎の地域であります。大宇陀地域の旧小学校区の、7 つの自治会で構成しております。本日、このサミット開催の会場である吉野町に隣接しております。

次に、2 ページ目をご覧ください。このような地域ですので、障害者や高齢者はどうしても 1 人では生活ができず、やむなく都会の子どもさんのところへ転居する者がどんどん増えてきておりました。このようなとき、宇陀市さんよりボランティア有償バスのご提案があり、地域で検討を重ねました。

その結果、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるようにしたいとの思いで、地域の住民が運転手を務めるボランティアバスを運行させることにしました。令和 2 年 12 月 1 日よりスタートさせております。

運行は平日のみで、月曜日、水曜日、金曜日です。火曜日と木曜日は隣の地区のまちづくり協議会、政始まちづくり協議会ですが、また別のルートで 2 日間運行させております。料金は、1 乗車当たり 300 円で、障害者は 150 円いただいております。昨年度は延べ 854 人の乗車がありました。奈良県内では初の取組で注目されておりました。

次に 3 ページ目をご覧ください。このバスの特徴は、18 ヶ所の停留所を回るほか、足が不自由な方は電話で予約いただければ、自宅まで送迎しております。病院や買い物だけでなく、市役所、銀行などの用事にも便利であります。奈良交通バスのダイヤにも連絡しているのと、1 日 7 便と遅くまで運行しているので、遠方まで行くこともできると喜んでいただいております。

次に 4 ページ目をご覧ください。利用者の声を紹介させていただきます。家族に迷惑をかけずに、通院、買い物ができるのと、お出かけの楽しみが増えて元気になったという声もいただいております。自宅までの送迎があるので、いろいろな行動ができ助かる、趣味とか娯楽とかこういうのでも利用できると。低料金、障害者は 150 円であるので、毎日リハビリに行け、元気になったという声もいただいております。それから、高齢者で免許証を返納しても安心であるという声もいただいております。いろいろとありがたい利用者の声をいただいております。運転手さんの励みとなって、皆

頑張っております。

以上が、ボランティア有償バス、「かぎろひバス」の取組発表です。今後、さらに宇陀市さんのご指導をえて、より便利な「かぎろひバス」にしていきます。

次に5ページをご覧ください。次は、移動診療車「UMC」、「宇陀モバイルクリニック」について紹介させていただきます。

私たちの地域も、平成30年から開業医が廃業し、医療空白地となっていました。令和4年8月より、移動診療車が毎週金曜日に来てくれることになりました。この診療車は待合室や待機室、そしてトイレがないため、地域の集会所など、施設の前での診療となります。我々まちづくり協議会は、集会所の開設準備や地域の住民に移動診療車利用の周知を行っています。この移動診療車は、写真のとおり医療機器が搭載されており、一般の診療所と同等レベルであります。日本でも珍しい高性能な診療車と聞いております。

この移動診療車は、宇陀市内3ヶ所で診療を開始しております。私たちの地域は、金曜日の午前中の診療となっています。令和5年度には延べ657人が利用してくれました。

次に6ページ目をご覧ください。移動診療車の効果の声ということで紹介させていただきます。地域のかかりつけの診療所となっています。総合医療科の先生であるので、どんな病気も相談でき助かる。病院に行くのが遠いからと諦めていた人が受診するようになった。例えば、特定健診やがん検診や各種予防接種などです。病気の早期発見につながった。最近では、パーキンソン病とか肺炎というのが早期にわかってよかったということも聞いております。そして、普段着で受診でき助かるという声。それから、免許証がなくても、「かぎろひバス」で行けるので助かる。薬も自宅まで配達してくれるので助かる。地域の人との会える交流の場ということで楽しい。

以上のような嬉しい声を多くいただいております。

以上が本日の2つのテーマの紹介です。

高齢者になっても障害者となっても、いつまでも住み慣れた地域で生活できる地域づくりを、まち協として目指して活動していきたいと思っております。

どうも皆さんご清聴ありがとうございました。

【司会】

森田様ありがとうございました。

それでは、ただいま発表いただきました2つの事例につきまして、ご質問等ございましたら、役員の皆さんにお答えをいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、山下知事の方から事例に関しまして、総括・まとめをいた

だけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【山下知事】

すみません。私から1つ質問があるんですが、この「UMC」の運営主体はどなたなんでしょうか。この「UMC」という車を保有して運行させているのは、医療機関じゃないとできないと思うんですけど、それは誰がやってるんですか。

【宇陀市政策推進課 藤田課長】

宇陀市の政策推進課の藤田といいます。
運営そのものは、市立病院の方で運営をしてもらっております。

【山下知事】

受診の際は、通常の診療報酬等を徴収されるんですか。

【宇陀市政策推進課 藤田課長】

通常の病院に行ったとき、それと同じような形での診療という形になります。

【山下知事】

患者の自己負担分もその車でお支払いして、領収書とかレセプトを発行するという事なんでしょうか。

【宇陀市政策推進課 藤田課長】

診療していただいたときに、お支払いをしていただいている形になっております。

【山下知事】

わかりました、ありがとうございます。

人口が減少し、とりわけ現役世代が減っていく中で、自治会の担い手をどう確保していくかということで、本当に市町村長の皆様ご苦労されてるというふうに思います。

本当に自治会がもし消滅してしまえば、どうなるかということを考えたときに、基礎自治体の事務というのは、非常に困ることになることは明らかだと思っております。そうした中で、広域化という形で、自治組織を広域で構築するという形で、担い手不足に対応していこうという、非常に時代に合った取組がこの「地域自治協議会」ではないかというふうに思っております。

各市町村でそれぞれ自治会活動の活性化については、様々な取組をされ、ご努力されていると思いますけれども、またこうした先進的な取組をご参考になさっていただいて、各市町村の自治会活動の強化に取り組んでいただければなと希望しております。

以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、ここで事例発表をいただいた皆様はご退席になりますので、改めて大きな拍手をお願いいたします。

それでは続きまして次第の 3、県からの情報提供へと入ってまいります。この後正午ちょうどになりますと、本会館内も含めまして正午のサイレンが鳴るようになっております。サイレンが鳴りますと、その間 1 分程度進行中断いたしますので、あらかじめご案内を申し上げます。

それでは、情報提供の(1) 流域下水道維持管理費等市町村負担金単価の改定について、山下知事から、演台の方へ移動いただきまして発表をお願いいたします。

【山下知事】

それでは、来年度から予定しております、流域下水道維持管理費等市町村負担金の単価の改定についてご説明させていただきます。前方のスクリーンか、お手元の資料をご覧ください。

まず 1 ページ目でございますが、これまでの維持管理費負担金の推移についてご説明させていただきます。

奈良県では、第一処理区供用開始当初から現在まで、県下一律の単価を採用してまいりました。平成 27 年度・28 年度は黒字継続の見込みを踏まえまして、単価を 2 円引き下げました。一方、平成 29 年度以降は、将来の収支見通し等を踏まえ、単価を据え置いております。単価の推移はこの表に書かれているとおりでございます。

2 ページ目をお願いします。これは奈良県流域下水道事業費特別会計への一般会計からの繰入金の推移となっております。

このグラフですが、青の点線が総務省の繰出基準額となっております。赤の実線が奈良県の一般会計からこの下水道事業特別会計への繰入金の推移となっております。ピンクの棒グラフが実繰入額の累計でございます。ブルーの棒グラフがこの総務省の繰出基準額の累計となっております。これご覧いただいたら一目瞭然でございますけれども、平成 11 年ぐらいまでは、総務省の繰出基準額を大きく上回る額を、奈良県は一般会計から特別会計に繰り出しておりました。

これは当初は、管路延長が短く、一方で処理水量も少ないということでございましたので、そうすると各市町村からの負担金だけでは、この特別会計は維持できないということから、基準額を上回る金額の繰入を行ってきたわけでございます。

左側の真ん中の丸ですが、管路延長が伸び、第二・宇陀川・吉野川のそれぞれの処理区が供用されまして、処理水量も大きく増えてきたため、平成 12 年から、県の繰

入額を総務省繰出基準額に対し徐々に減額してきたということでございます。

令和2年度からは、基準額に対する県の繰入額の累計を鑑みながら、毎年1億円ずつ繰入額を増額し、令和6年度は、当初予算で6億円を計上してきているということでございまして、グラフの一番右の方見ていただくと、大体総務省の繰出基準額の累計と県の一般会計から特別会計への繰入額の累計がほぼ近づいてきたと、こういう状況でございます。

3ページ目をお願いします。

令和7年度・8年度のこの維持管理費負担金の単価改定の方向性でございますが、現在の単価設定では、第一処理区を構成する各市町村が、他の処理区、つまり第二処理区・宇陀川処理区・吉野川処理区の維持管理費及び資本費を負担していると、そういう構図となっております。

県下統一単価を採用しているのは、全国で東京都と奈良県と沖縄県のみでございます。こうした状況に対しまして、市町村や議会等から様々なご意見やご要望がこれまで寄せられておりました。

具体的には、県下統一単価ではなく、各処理区ごとの単価設定とすべきではないのか、それから、県の一般会計繰入金には総務省の繰出基準に沿った金額等をすべきではないか、それから処理区ごとの単価にすべきとの意見もあるが、南部東部地域で単価の上昇が想定されるため、県全体で見るとすべきではないか、ということでございます。あと、下水道法の規定にこの市町村の負担金は、各市町村の受益の範囲で負担をするというふうになっておりまして、その受益の範囲ということについて言うと、各4つの処理区ごとで、かかる経費を構成市町村で割るとというのが、受益に応じた負担という、下水道法の考え方に合致するんじゃないかとそういうご意見がございました。

こうしたことから、単価の設定方法を県下統一単価から処理区別の単価に移行することを考えております。そうしますと第二処理区・宇陀川処理区・吉野川処理区の単価が上がってしまうということが想定されるため、県といたしましては一般会計から特別会計への繰入額につきまして、交付税措置額を満額充当するというので、つまり県の負担をふやす形で、第二処理区・宇陀川処理区・吉野川処理区の単価の上昇を防ぐとともに、第一処理区については、受益の範囲での負担ということで値下げをするという、そういう方向性にしたいというふうに考えてございます。

最後の4ページをご覧くださいませ。

そうした考え方から令和7年度・8年度の維持管理費負担金の単価を、以下のような考え方に基づいて設定をいたしました。

今後10年間の収支シミュレーションをいたしまして、まず先ほど申しましたように、県の一般会計繰入金につきましては交付税措置額の満額を充当する。第二処理区・吉野川処理区・宇陀川処理区につきましては、現行単価から上昇しないように一般会計繰入金をその3つの処理区に重点的に配分をする。第一処理区につきましては、単

年度赤字にならないような単価を設定する。

こうした考え方で計算をいたしましたところ、第一処理区につきましては、この3つの区分、一般排水単価・中間排水単価・特定排水単価、このいずれについても現行より6円減ということになります。第二処理区・吉野川処理区・宇陀川処理区については、従前どおりということになっております。

今後の取組につきましては、この改定案に基づいて、これ下水道法上、都道府県の議会の議決が必要となっておりますので、その議会の議決を得るための議案を12月議会に提出したいと考えております。

一方で、将来にわたって健全な経営状態を確保しつつ安定的効率的に下水道事業を進めるために、現在ウォーターPPPなど民間活力の導入による経営の効率化、それから県・市町村が連携した広域化共同化による汚水処理事業の効率化、それから施設のダウンサイジングや投資費用の平準化などの取組をこれからも継続的に実施してまいります。

当然こうした取組の実施に当たりましては、引き続き県と市町村で、担当者による勉強会を開催して市町村のご意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

【司会】

ありがとうございました

続きまして、乾県食農部長から、「農業振興地域の整備に関する法律」の改正について、資料3-2によりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

【乾食農部長】

奈良県食農部の乾でございます。日頃、県農政の推進にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

本日私の方から、手元に資料お配りしてございますのでそちらをご覧いただきたいんですけども、「農業振興地域の整備に関する法律」の改正につきまして情報提供をさせていただきます。

なお、本日の資料につきましては、去る10月下旬に、各市町村の担当者様宛に県の方から説明をさせていただいたときの資料をもとに、一部改編してのものでございますので、後ほど詳細はお目通しいただくということで、本日は私の方からポイントを絞って説明をさせていただきます。

なお、下に書いてございますけども、現在農水省の方で検討中の部分も含まれておりますので、ご承知おきいただければ幸いです。

2ページでございます。

「農業振興地域の整備に関する法律」、長いので「農振法」とよく申し上げておりま

すけども、あまりなじみのない法律かなと思ってございます。説明に入ります前に、ご存じの「農地法」との違いを若干説明させていただきます。

「農地法」といいますのは、よくご存じのとおり、個々の農地の状況に応じまして農地転用に強弱をつけまして、より優良な農地を守っていこうという趣旨の法律でございまして、一方この「農振法」といいますのは、農業上の優良な地域、エリアをゾーン分けしまして、そのゾーンで重点的なところを、農業振興を図って重点的にゾーンを選んで重点的に施策を展開していこうというものでございます。

このページ左側に記載してございます、その重点的な地域が、後ほど説明をさせていただきます県が指定いたします「農業振興地域」、その中に各市町村で設定をされます「農用地区域」というものでございます。他に、農振地域なり、農振農用地とか農用地と呼ばれることもございます。

3 ページに移らせていただきます。農業振興地域の制度について説明をさせていただきます。

左の方に絵を記載してございます。まず、農水大臣が、農用地面積の目標を設定いたしますして、その目標を定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」、国の基本指針というのを策定いたします。

その国の指針に基づきまして、それぞれの知事が県内の農用地面積等の目標を定めました、県の「農業振興地域整備基本方針」、県の基本方針の策定をいたします。この中で確保すべき農用地面積の目標に係る部分につきましては、農水大臣への協議とその同意が必要となってまいります。また、知事はその基本方針に基づきまして、具体的に県内に農業振興地域というものを指定いたします。

農業振興地域のある市町村におかれましては、各市町村で「農業振興地域整備計画」というのを策定いただくことになってございます。その中の「農用地利用計画」につきましては、知事への協議、同意が必要となってまいります。

4 ページに移らせていただきます。ここでは、県内の具体的な市町村様の農業振興地域の指定の状況を整理させていただいてございます。一番上の段でございます、そもそも農業振興地域が設定されてない、指定がされてない市町村様でございます。次の段は、県は農業振興地域を指定しておりますけども、その中で各市町村が指定されます農用地区域、農用地の指定がないものでございます。香芝市さんでございます。その他、赤字で書いてございますけども、29 の市町村に農用地区域の指定があるというのを整理したものでございます。

5 ページに移らせていただきます。ここでは、各市町村が策定いたします農業振興地域整備計画についてまとめてございます。

この計画、大きく 2 つの計画で成り立ってございます。左側でございますけども、農用地区域といたしまして、各市町村が概ね 10 年間、10 年以上にわたりまして、農業での利用を確保すべきとして、農地転用を認めない土地を指定していただいております。

まず農用地利用計画と、右側でございます、その農用地以外の農地を含めた全部の農業振興地域全体に係ります、整備のためのマスタープランというものでございます。先ほど申し上げましたけども、この農用地利用計画につきましては、知事への協議、同意が必要となってまいります。

6 ページに移らせてもらいます。農用地区域を指定するメリットの方を整理させていただきます。

中山間地域では、農用地区域が直接払いの交付金の対象となります。また、一番のメリットと言っていると思いますが、水路や圃場の整備、いわゆる土地改良事業につきましては、農用地区域であることが要件となっております。その他、一般の農地以上に、この農用地は税制上の優遇措置が講じられているところでございます。

【司会】

しばらく休止を致します。

～サイレン～

【司会】

それでは再開いたします。

【乾食農部長】

7 ページに移らせていただきます。今回の法改正の大きなポイント3点でございます。法の目的に、今回の主眼でございます、食料の安定的確保という思想とそのために必要な農用地等を確保するということが明記をされました。

また、これまで少し曖昧でございましたけども、面積目標の対象を農用地区域内の農地、今まで農業地域とか農用地とか言ってる部分でございますが、それを明確にするとともに、基本指針の策定にあたりまして、国と地方の協議の場を設けることが法定化されました。

そして最大のポイントでございます。農用地の総量確保のために、1つ目が、除外に係る都道府県の同意基準というものが追記されました。また、その状況に対する国の関与っていうものが整備されてございます。

8 ページに具体的に説明をさせていただきます。

左の表に記載してございます、まず、市町村の整備基本計画の変更、多くは農用地除外となると思いますけども、もともと除外するための要件がございます。例えば、その土地でなければならないのか、その土地を除外する必要があるのか、代替性がないのかということでございます。その要件を満たしている場合には、表の中に移ります。真ん中に移りますが、市町村は県に対しまして、除外の協議をしていただくこと

になってございます。

赤字で書いておりますが、今回の法改正で、要件、同意基準というものが追加されました。県が同意できる場合ですけれども、都道府県の目標面積の達成に支障を及ぼすおそれがない場合に限る、ない場合に限るということになりました。現在、このおそれがある場合というのが明らかになってございませぬけれども、例えば、面積目標を下回ってるということとなった場合ですけれども、その場合、市町村は影響緩和措置、例えば、農用地地区への編入、遊休農地の解消、また農地造成など、影響緩和措置をあわせて作成し、都道府県に協議をしていただくこととなります。

右側に記載してございますけれども、年1回、都道府県は、国に対しまして、面積目標の達成状況や除外の協議にかかる資料を提出いたしまして、その説明を求められることになってございます。その場合、県が除外の同意も含めまして、不適切な取り扱いをした場合には、国から是正勧告の対象となります。

今後国から、運用のガイドラインの案とかが示される予定になってございます。その後、国と地方の正式な協議の場を経まして、法は4月1日施行となっております。今後国から情報が届き次第、市町村の皆様にも共有させていただきまして、ご意見を伺いたいと考えているところでございます。

最後9ページでございます。法改正に関する県の考え、対応等について記載をしてございます。

資料には書いてございませぬけれども、ご承知のように、奈良県は可住地面積が全国最下位、耕地面積も全国44位と、非常に狭い県土でございます。限られた土地を有効に活用すべく、県独自の施策といたしまして「特定農業振興ゾーン」を設定するなど、農業の生産高の向上を目指して農業振興を図ってきたところでございます。

その中で、今回の法改正につきましては、本年の7月12日に奈良のコンベンションホールで政府要望の説明会でも知事からご説明をしていただきましたけれども、記載のとおり政府要望等をしてございます。

農地を含めた土地利用は、地方が自らの意思と責任で主体的に判断すべきであり、地域の実情に応じた土地利用を進めていくことが必要。このために、基本指針等の作成には、自治体の意見を聞いて、地域の実態を反映すること。また目標面積の取り扱いについては、地域の事情を踏まえ、農業振興と地域振興のバランスを図る柔軟な対応が可能となるよう、などなどを国に対して要望を行ってきたところでございます。

今後も引き続き国に対し要望を行っていきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

私からの説明は以上でございます。

【司会】

続きまして山下知事からお願いいたします。

【山下知事】

この話題をサミットで取り上げさせていただいたのは、複数の市町村長さんから、今回の法改正に伴って企業立地が難しくなるのか、というようなお尋ねをいただきましたので、同様のご懸念を抱いておられる市町村長さんも多いかと思ひまして、こういう説明の場を設けていただきました。

食料安全保障の観点から、優良農地を確保していくというその国の政策の方向性は理解できるものの、現状はどうかといいますと、優良農地があっても担い手がないというのが実情でございまして、ただ単に優良農地の面積目標にこだわるといった土地利用政策が、本当に実態に合致しているのかということについて、私も疑問を持っているわけでございます。

そうしたところから、先ほど資料の 9 ページでもご説明させていただいたとおり、全国知事会を通じて、また県独自で、さらに今後は近畿ブロック知事会議での共同要請行動といったことも考えておりまして、この 9 ページの一番下を書いてございますけれども、この農用地面積目標の取り扱いについては、農業振興と地域振興のバランスを図る柔軟な対応が可能となるような制度設計を行ってくださいということをお願いしていらっしゃるわけでございます。

奈良県におきましては、現在企業の立地の意欲が非常に高いという状況がございませぬ。生産拠点を国内回帰、そして近畿圏におきますと、奈良県は地価が兵庫や大阪、京都と比べると安いということもございまして、新しく大和平野のインターチェンジの周辺におきましてですね、非常に企業の進出意欲が高い。

またご案内のように、県の独自のプロジェクト、大和平野中央のプロジェクトの予定地も農用地区域に入ってるわけですね。そうしたことから、一方的に国の方で面積目標、面積目標は国と県で協議して定めるわけでございますけれども、一旦面積目標を決めても、いろんな社会経済情勢の変動によって、その目標を維持することができなくなるというようなことも容易に想定されるわけございまして、県といたしましては、国に対するこのガイドラインにおける柔軟な制度設計を求めるとともに、8 ページに書いてございます、県の同意基準、集团的農用地等の除外に関して、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないことを、この支障を及ぼすおそれがあるかないかについては、県としては柔軟に解釈をしていきたいと、こういうふうにご考えております。

つきましては、各市町村におきまして、企業誘致のための様々な施策に取り組んでおられると思ひます。そうしたことについて、この「農振法」が改正されたから一律もう難しいんだというふうにご考えていただく必要はないと思ひておりまして、具体的なそういう企業進出の情報があれば、県に迅速にご相談していただきたいと、なるべく市町村の意向が実現するような形で、県は国と折衝していきたいというふうにご考

てございます。

以前この場でも、ご説明させていただいたことがあったかと思いますが、この農振除外の手続は、市町村の農業委員会の方でするんでしたね。その受付回数が、年に2回の市町村と年に1回しかやってない市町村と2パターンあると思うんですが、年1回だと迅速な土地利用にちょっと支障があると思っておりますので、今のこういう国の動きも踏まえまして、できれば、農地から他の用地に土地の利用方法を転換するための手続の1つである農振除外の審査の回数ですね、ぜひ、年2回等にしていただけるといいんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。

それでは西本安堵町長、どうぞ。

【西本安堵町長】

すみません、時間押してるのに。安堵町の西本です。

実は、10年ほど前からの話になるんですけど、私どもと斑鳩町と川西町、いわゆる遊水地という大きな国の事業、県も当然関わっておられますけれど、事業をスタートしております。

その中で遊水地にかかる土地というのは、はっきり言って全部農地です。私どもだけで30ヘクタール、3町で100ヘクタールぐらい農地がすでにつぶれている、或いはこれからつぶれようとしているんですけど。

これは、我々の町の水の処理だけやなしに、奈良市或いは橿原市、そういう大和平野の水がそこで一旦貯めていくという大きな国、県のプロジェクトです。もちろん町も協力しております。

スタートするときに、いずれこういう農地の網、規制がかかってくるならば、私どものような小さな自治体はもう開発はできませんよと、絶対に今ある農地はすべて開発ストップされるんじゃないですかと、そういう規制は絶対かけないということであれば、遊水地は協力をさせていただきますよということで、これは国、県にも申し上げて、スタートしているわけです。

今そのことは一切抜きにされて、いや、今ある農地の中でカウントしますよと言われれば、もうそれは、ほとんど企業立地はできない、知事がおっしゃったようにできないという状況なんです。ですから、このように極めて国家的なプロジェクトで協力しているところは、カウントから外していただかないと、我々としては、以前の約束はどういうことやねんということになります。

私どもですと、大和まほろばスマートインターチェンジが、町の一番東側にできて

おりますし、それによって非常に企業立地のニーズが高くなってきてます。いよいよこれから資産税等々で自主財源が潤ってくるなと喜んでいるときに、この網をかぶせられたら、もう我々のまちづくりのビジョンが全部変わってきますので、そういう大きな話については、やはり別枠でもいいから、これからも検討をお願いしたいと思います。

3日ほど前に、近畿農政局がこの説明に来たんです。これはどうなるんやということをお話をしたら、いや、市町村長サミットで県の方から説明をされますので、その時しっかり聞いてくださいって、すっと逃げられたんです。かなりの上の方がこられたんですけれど、こういうことが現実には起こっておりますので、こういう大和平野の水処理を大幅に3町は協力しております。

100ヘクタールを全くその中に入れられたら、もう全くまちづくりのビジョンが変わってきますので、そこのところはかなり国、県の施策に協力した我々は、ちょっと深く考えていただきたい、このようにお願いを申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

【山下知事】

しっかりとそうした意見も国の方に伝えて、今後面積目標を新たに定めていくことになるんですが、その時にそういうご意見を反映していきたいと思えます。

【司会】

ご意見ありがとうございました。

それでは、この項目以上とさせていただきます。

続きまして、奈良県警察本部交通部今村参事官から、高齢者運転免許自主返納支援事業について、資料3-3によりご説明をお願いいたします。

【今村警察本部交通部参事官】

皆様、こんにちは。警察本部交通部参事官をします今村でございます。

私の方からは、高齢運転者の交通事故の発生状況や安全対策について、説明をさせていただきます。

それでは、資料1枚目をお願いいたします。高齢運転者の交通事故の状況となります。

右下に「第1当」という言葉を書いております。この「第1当」とは、どちらかといえば、加害者側になる方、グラフの青、これは運転者が加害者となった事故件数を表しております。平成16年から令和5年までを表しております。なお、中には、歩行者が加害者ではないんですが、加害者側の立場になる事故は入っておりません。

グラフを見てみると、右肩下がりの減少傾向が見て取れると。そして茶色の棒グラフが、加害者が高齢運転者となる事故の件数を表しております。高齢運転者の事故は、一般と比べるとさほど減少していないのが見て取れます。

そして黄色の折れ線グラフが、高齢者が加害者となった事故の割合となります。一般が減って、高齢者は減らなければ、割合は右肩上がりになっているという状況でございます。

資料 2 枚目は高齢運転者対策でございます。

運転免許更新時の流れを資料左側、資料右側には、県警察が行っている安全対策の一部を掲載しております。

そして資料 3 枚目、高齢運転者免許自主返納です。

警察では、事故を何度も起こす方や運転に不安のある方、ご家族等から運転の卒業を勧められている方を認めた場合には、自主的な免許返納を促しているほか、自主返納をしやすい環境づくりに努めております。資料において取組を例示しております。

一方で、本年、県内での最高齢の免許保有者、これはデータ上になるんですが、101歳でございます。101歳の方が免許を保有されております。諸先輩方には、このように、いつまでも健康で安全運転に心がけていただき、しかし、運転に不安がある場合などは、運転からの卒業を真剣に考えていただきたいと思っております。

簡単ですが私の説明は以上となります。

ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして山下知事、お願いいたします。

【山下知事】

高齢者が加害者或いは被害者になる事故が後を立たない状況でございます、それを防ぐには自主返納っていうのが有効な取組であることは間違いございません。

この資料の 4 枚目に書いてるとおり、自主返納をされた方に対する様々な支援策ということを各市町村で講じていただいておりますけれども、ぜひこうした取組を拡大していただきたいということをお願いさせていただきたいと思っております。こういう IC カードの交付とか、路線バスの乗車券とか、コミュニティバスの乗車券とか、そういうのを交付するとともに、先ほど発表のありました宇陀市さんのような、ああいう新たな交通手段をどんどん導入していく取組ですね、これも必ず必要になってくると思っております。

県では、今後ライドシェアの拡大といったことも、今やろうとしております。バスやマイカーに代わる代替の交通手段の確保についても、県としても精一杯取り組んで

まいりますので、各市町村におかれましても、そうした代替の移動手手段の構築やこうした支援策の充実にご尽力いただければ幸いです。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、森川県医療・介護保険局長から、持続可能な介護保険制度に向けた給付の適正化について、資料 3-4 によりご説明をいたします。お願いいたします。

【森川医療・介護保険局長】

県医療・介護保険局の森川でございます。よろしくをお願いいたします。

私からは、持続可能な介護保険制度に向けた給付の適正化について、お手元の資料によりご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

左側のグラフ、これは国の社会保障の将来見通しでございますが、2040 年には高齢化により、医療・介護とも現在より大幅に増加し、約 1.5 倍に達すると見込まれております。

それに伴い、右側のグラフは、1 人当たりの保険料でございますが、今後増加の一途をたどり、また、医療・介護給付に対する市町村の負担も、今後増加の一途をたどるところでございます。

後期高齢者の場合、医療・介護合わせて保険料だけで、月額 2 万円以上に上ると見込まれ、サービスを受ける際には自己負担も必要になりますので、特に年金収入だけで暮らしておられる高齢者にとっては、今後、極めて厳しい現実が待っております。

それではこのような将来予測を前に今やるべきことは何か。それが、給付の適正化の取組でございます。

次の 2 ページをお願いいたします。

ここから 2 枚は、県内市町村の認定・給付の状況を紹介しております。まず 2 ページでございますが、認定率と給付費の関係でございます。

左の方が全国状況です。認定率が高い県ほど、1 人当たり給付費が高くついでいます。赤で表示している奈良県の認定率は全国平均並みでございますが、右側の県内市町村別の状況を見ていただきますと、かなりの差がございます。もちろん家族構成や介護予防の取組状況によって、一定の差は生じるところでございますが、認定率の高い低い住民負担の差に即つながるわけでございますので、市町村が適切な認定に努めていただくことが重要でございます。

次の 3 ページをお願いいたします。こちらは給付額とケアプラン点検の関係を示したものでございます。

適正な介護給付を担保するためには、ケアプランが適切なものになっているか点検

することが必須でございますが、3ページのグラフが市町村別の1人当たり給付費の伸び、右側がケアプラン点検の実施率を表しております。

右側のグラフで、ケアプラン点検ができていない町村は赤で囲んでいる町村でございますが、左のグラフを見ていただきますと、給付費の伸びが大きい。逆に、右側のグラフでケアプラン点検の実施率が高いところは、給付費が抑制されているということがわかります。このことから、介護給付費の適正化には、ケアプラン点検に力を入れることが効果的であるということがわかります。

以上を踏まえて最後、4ページでございます。

介護給付の適正化に向けて、市町村に期待される取組をまとめたものでございます。国も「介護給付適正化計画に関する指針」におきまして、下のブルーの網掛けの、取り組むべき適正化主要事業として、2点求めています。

まず、①の要介護認定の適正化でございます。これは認定調査の結果を点検いただくものですが、県は調査に関わる方々の資質向上のための研修を行い、市町村の取組を支援してまいります。

2つ目がケアプラン点検でございます。3ページで見ていただいたように、ノウハウ不足で点検ができていない町村もございますが、県は県のケアマネを派遣して、点検の実施をサポートいたします。

そして一番下の赤字ですが、有料老人ホーム等で、サービス事業者と結託して入所者を囲い込み、過大なサービス提供により利益を上げる事例が報道でも取り上げられています。来年度から、このような不適切な事例を発見し、是正するためのケアプラン点検を、県と市町村が一体となって進めてまいりたいと考えております。

以上でございますが、介護給付の適正化は、ご高齢の方が将来にわたり必要な介護サービスを受けられるために不可欠な取組でございますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

【司会（今井市町村振興課長）】

ありがとうございました。

それでは最後になりますが、資料3-5によりまして、ふるさと納税の取組につきまして、私の方から共有をさせていただきます。

ページをめくっていただきますと、令和5年度のふるさと納税の寄附受入額県分・市町村分を合わせた一覧が出ておりますが、奈良県は、35億5,700万円ということで全国最下位でございます。県分35位・市町村分47位で寄附受入額の拡大が喫緊の課題となっております。

下のページになりますが、本年9月に、県から市町村の方へアンケートを実施しまして、県に行って欲しい取組ということで伺いまして、広報の支援、共通返礼品の開

発、勉強会・意見交換会の開催といったご要望いただきまして、勉強会の方は、第1回目を先月10月に開催をしております、写真のような形で、合計で36の市町村のご担当者様熱心にご参加をいただいております。また個別の相談ということでも、地場産品基準の位置付けとかですね、具体的にどんなふうにしたらといったご相談も受けているところでございます。

最後のページでございますが、県の方でございますが、県自身のふるさと納税の取組強化ということも今年度実行をいたします。「ふるさとチョイス」に加えて「楽天」「ふるナビ」「さとふる」といった大手ポータルサイトを追加しまして、受入体制を強化します。

観光を目的とした返礼品を追加しまして本県への関心を高めてまいります。既存の返礼品の充実につきましても、種類、量のタイプ等を追加しまして、今後もふるさと納税の受入額が増加するように様々な工夫を重ねてまいります。

以上、県からの情報提供でございました。

【司会】

それでは、以上をもちまして、本日のサミットの予定、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第2回奈良県・市町村長サミットを終了いたします。ありがとうございました。